

掲載内容

- 巻頭ニュース 国の特別育成費で大学等受験支援が始まる *p.1
「里親」に関連するQ&A *p.2～
現在進行形 里親制度とその周辺② *p.4
日本語「コドモ」の表記・語源について *p.5
「とも育て」で「マルトリ」を防ごう
全国里親大会ふくい大会 友田明美氏が基調講演 *p.6～
- 私の養育体験⑧ 山下直人さん、憂さん(愛媛県) *p.8～
地域の里親会カレンダー拝見!!⑮ 千葉県里親会 *p.10
編集スタッフからのおすすめの本 *p.12
里親井戸端会議⑫ どう呼んでいますか?実親のこと、里親のこと *p.13
ホットピックス *p.14～
話題の言葉 *p.16

巻頭
ニュース

国の特別育成費で大学等受験支援が始まる

昨年度から国の方では、日本学生支援機構による「児童養護施設等の生徒への受験料等支援」で受験関連費用の支援に乗り出し、今年度はさらに措置費(特別育成費)からの支援も始まりました。条件付きですが、日本学生支援機構の支援金との併用もできます。

それぞれ制度に違いがあるので、両方の制度を活用

するか、一方のみの制度を活用するかは、よく調べて受験する子どもと十分に話し合った上で判断することになります。行政側が一律に制度の優先関係を設定することや、里親に対して一方のみの活用を求めるといった対応は差し控えるよう、こども家庭庁からは連絡が来ています。(船矢佳子)

●特別育成費(措置費)による大学等受験支援

・応募対象者

- 対象児童
「高等学校等に在籍している児童」には、高等学校のほか、専修学校(高等課程に限る。)等の大学受験資格を得られる施設に在籍している児童及び高等学校卒業程度認定試験に合格した児童等を含む。
- 対象施設
(表参照)

・支給内容

- 1人当たり15万8,000円を上限とした実費
大学等の入学試験に直接関わる実費が対象です(例・受験料、交通費、宿泊費、願書の取寄せ及び出願に要する費用等)。問題集の購入費用や模擬試験の受験料等については対象外。
- 「大学等」には、大学のほか、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る)、その他法令に定めがあるこれらに準じる教育施設を含みます。

表 措置費(特別育成費)と日本学生支援機構の受験料等支援の違い

	措置費(特別育成費の受験料等支援) ※1	日本学生支援機構の受験料等支援 ※3
対象児童	高等学校等に在籍している児童	当年度の3月末に高等学校等を卒業予定である者、高等学校等を卒業後2年以内の者
対象施設	①児童養護施設、②児童自立支援施設、③児童心理治療施設、④児童自立生活援助事業所、⑤里親、⑥ファミリーホーム、⑦母子生活支援施設、⑧一時保護施設 ※2	①児童養護施設、②児童自立支援施設、③児童心理治療施設、④児童自立生活援助事業所、⑤里親、⑥ファミリーホーム
支給額	実費(15万8千円が上限) ※3	20万円(残金は返金不要)
申請方法	各施設(里親)から都道府県等に申請	各施設(里親)から日本学生支援機構に申請
必要書類	○申請書 ○対象者一覧 ○大学等の受験料等の実費が分かる資料 等	○申請書 ○対象者一覧 ○受験票の写し(最低1校分) 等

※1 措置費(特別育成費)の申請を行わずに、日本学生支援機構の受験料等支援を利用することも可能です。また両方の支援を併用することも可能です。
※2 一時保護されている児童についても保護されている場所にかかわらず対象となります。
※3 日本学生支援機構の受験料等支援と併用する場合は、20万円を超えた部分の実費について、措置費(特別育成費の受験料等支援)の対象となります。

「里親」に関連する Q&A

里親の皆さんから多くの質問が寄せられます。時には、他の地域でも同様の取り組みをしているのだろうか、など自分の住んでいる地域の取り組みが信じられないと言った印象をお持ちの方もいらっしゃいます。そこで、幾つかの質問に、答えてみたいと思います。ただ答えは一つではない、と思うようなこともあります。なかには、木ノ内風回答になってしまったものもあるかと思えます。（木ノ内博道）

私の住む地域の里親が預かっている子どもについてマイナンバーカードが発行されません。他の地域の取り組みについて教えてくださいませんか？

マイナンバーカードについては関心をお持ちの里親が多いと思われる。多くの皆さんから同様の質問が寄せられています。

マイナンバーカードは今年（令和6年）12月2日から健康保険証と一体化し、マイナンバーカードがないと医者に行けなくなるのではないかと心配している里親も多いようです。

そして、他の地域はスムーズにいつているようなのに、どうして私の住む地域だけうまくいっていないのか、と考えているようです。

病院や薬局に聞くと、それに代わる書類があれば大丈夫です、とのこと。マイナンバーカードが交付されない里親家庭の子どもたちについては、まずそれに代わる書類がもらえるのか、児童相談所に確認することが大事でしょう。

マイナンバーカードは子どもたちにとっても身分証として使うことができます。また日本学生支援機構の奨学金申請ではマイナンバーカードの提示が求められます。もちろん必須というわけではありませんが。

多くの地域では、保護が解除になった時点で実親に作ってもらう、というものです。

また、保護されている子どもが15歳になったら考える、15歳以上の場合はマイナンバーカードを作らせる、という判断の地域もあります。

委託されている子どもについて、一時的な預かりなのか長期なのかで対応も変わるでしょう。事情があって実親のもとになかなか帰れない子どもについては、里親家庭の子どもとしてマイナンバーカードを作る必要を感じます。児童相談所の職員と話し合ってみましょう。

里親家庭でも児童手当が支払われていますが、児童相談所からは「子どもの通帳をつくり、それに積んでおいてください」と言われるだけ。具体的な説明がないのですが、このお金は里親家庭では使えないのでしょうか？

里親の元で暮らす子どもたちに対しても、児童手当が出ていますが、多くの地域では、具体的な説明がないようです。そのため、日常的な養育費として使っている里親もいると聞きます。実親のもとに戻ったときに使えるように、というのが、本当に子どもたちのために適切に使われるだろうか、と心配する里親も多いようです。

里親には子どもの養育費が出ていますから、通常の養育に児童手当を使う必要はありませんが、こういう場面で子どもにお金を使いたい、しかしそれは養育費の範囲ではない、という場合があり得るでしょう。たとえば、旅行に連れていきたい、高額な楽器を買いたいと言っている、などの場合は里親家庭でも児童手当から支出するべきでしょう。

とくに長期に養育していて、習い事の域を超えて特定の分野で勉強をしておりその費用に充てたい、今後留学を考えていて現地を見ておきたいと思っており旅行の費用に充てたい、など。

しかし、児童手当を使いたいときには、里親だけの判断でなく、児童相談所の職員と話し合ってみましょう。

なお、児童手当は非課税です。

長期にわたって未委託だったのですが、現在委託の話が進んでいます。支払われる里親手当は確定申告の必要がありますか？

里親希望者の説明会で、里親手当は税金の対象になるのでしょうか？ 確定申告をしなければいけな

いのでしょうか？ という質問がありました。それに対して「確定申告の対象になります」と簡単に回答している職員がいました。

この問題で思い出すのは、20年近く前のことです。私が全国里親会の理事だったころ、厚生労働省の里親担当職員から電話があり「里親手当について説明したいので、里親会の会長など時間が取れるようであれば参集してほしい」とのことでした。

その時の話の内容は、里親手当は里親の労働の対価ではなく必要経費として里親に支払われている。雑所得にあたるので、余るようであれば税務署に返納してもらいたい、というもの。

どうやら税務署から、里親が里親手当について税務相談に来ることが多いので、きちんと説明しておきたい、とのこと。厚生労働省というよりは国税庁からプッシュされてのことのようでした。

雑所得の対象となる支出かどうかをはっきりさせるには、支出項目をきちんと記録しておく必要がありますから、大変な手間がかかります。科目としては、里親の養育に関する書籍を買った、研修会の参加費や交通費、里親会の会費など。しかし里親としての研修費や活動費で里親手当が使いきれるものでしょうか。

「里親手当は雑所得にあたるので支出を明確しておくように」と言いますが、ではそれを調べに税務署から里親家庭に調査が入るものだろうか考えると、これまでのところそうした事例はないようです。

里親手当の考え方として、もう少し違った方法はないものかと考えてしまいます。

里親の守秘義務ってどう考えるべきでしょうか？

守秘義務は、学校の先生にもお医者さんにも、警察官にも弁護士にもあります。多くの人に課せられています。身近なところでは民生委員にもあります。

里親については「正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない」としています。ただし、子どもを養育していることについて守秘義務が課せられているわけではありません。

また、守秘義務の課せられている職業の人と話す場合は、子どもやその親の秘密について話しても大丈夫です。

また、里親同士が里親サロンなどで子どもの養育

について話す場合には、具体的な事例に基づいて話し合う必要があります。こうした場合は、お互いに守秘義務をもっている者同士が、この場でだけその制限を超えて話し合うことを確認して話し合うようにしましょう。

里親の元で暮らしている子どもは里子であることが知られてしまうので、里親であることもオープンにしてはいけいではないか、と考えている里親もいます。里親であることが知られてはいけい、ということでは里親を増やすことも難しくなりますから、そこまで厳重に考える必要はありません。

近年は里子自身がどう考えているのかも大事になってきています。子どもの意見を聞きながら、守秘義務の問題を考えてみるといいと思います。大事な秘密であると里親は考えていたが、子ども本人はむしろそれを社会問題としてオープンにしたいと考えているようなこともあり得ます。

事情があって最近受託していた子どもを措置解除しました。一般的にも里親による不調が多い、と聞きますが本当なんでしょうか？

里親委託が増えてきたことで、子どもとの関係がうまくいかず、不調が増えてきた、といった話をよく耳にします。里親へのアンケートで、不調を経験したかどうかを質問すると、高い比率で「不調を経験したことがある」との回答が寄せられます。この場合、何年から何年までの間に不調を経験したか、という説明がないため、長く里親をしている人から「不調経験」が寄せられることがあり得ます。また、不調経験にはきちんとした定義がなされていないので、マッチング上の問題や子どもの側の問題なども含んでしまうことが考えられます。

不調経験とは呼ばずに、里親からの措置変更で、施設、また他の里親に行ったケースを、最新の福祉行政報告例（令和4年度）の「里親の種類×解除の理由」でみると、“新規又は措置変更により委託された児童数”が1,735人。うち“措置解除して児童福祉施設に入所した数”が209人。“措置解除して他の里親にいった数”が180人。委託された子どものうち措置解除された子どもは22.4%になります。

4年前（令和元年）と比較してみると、里親に“新規又は措置変更により委託された児童数”は1,884人。うち“措置解除して児童福祉施設に入所した数”

が196人。“措置解除して他の里親にいった数”は153人。委託された子どものうち措置解除されて再措置された子どもは18.5%になります。4年間で3.9%ほど増加していることがわかります。

また、不調という表現ですが、里親にはあっても施設にはそうした言い方はありません。以前、ある児相長に聞いたことがあります。里親はボランティアでやっているので不調があり得る。しかし施設職員はプロなので不調はなく子どもの不適応があるだけだ、とのことでした。

不調という里親側だけに問題があるような言葉遣いはやめたいものです。

近日中に夫の仕事の関係で近県に引っ越さなければならなくなりそうです。委託されている子どもはどうなるでしょうか。里親と引っ越しについて教えてください。

施設が他県に引っ越すような話は聞いたことがありませんが、里親の場合、両親の健康問題で実家に帰ることになったとか、転勤の関係で引っ越すこと

になった、という話はよく耳にします。

里親家庭で引っ越し問題が発生すると、どういったことが考えられるでしょうか。

まず子どもが委託されている場合、子どもを連れて引っ越しが可能なのか、あるいは委託解除の必要がでてしまうのかが気になります。その時に関係するのは、子どもと実親の関係でしょう。短期間の預かりであれば委託解除がよい選択なのかも知れません。しかし実親のもとに戻れないような子どもの場合は一緒に引っ越すことがよい選択かも知れません。引っ越し先が近県かどうかも大事な要素になってくるでしょう。児童相談所の担当者とよく話し合ってみてください。

また、引っ越した先で里親を続けたい場合の手続き上の問題があります。多くの地域では里親登録のために里親研修などを再度受け直す必要が出てきます。仕事を休んでの受講など負担が大きいと感じる里親の声を聞くことがあります。

里親の引っ越しについては負担の少ない仕組みを行政に検討していただきたいものです。都道府県を超えての仕組みで、簡単ではないと思われませんが。

現在進行形 里親制度とその周辺②

里親制度やその周辺が日々変化しています。最近の動きをお知らせします。

(木ノ内博道)

● ショートステイ里親の制度改正

保護者の疾病などで数日子どもを預かってくれるところはないか、という問い合わせが市区町村役場にあって、従来は児童養護施設や乳児院が対応してきました。2016年（平成28年）に成立した改正児童福祉法は、それまでの施設養護から「家庭養育優先の原則」を掲げて、里親重視へと転換しました。それを受けて、施設で行われてきた子どものショートステイが里親のもとでもできるようになりました。また国の予算も付けられました。遠方の施設でのショートステイだと、保護者と別れ、友人などとも別れ、保育園や学校に通うことも難しかったのですが、保護者や学校などに近い里親の元だと、生活の大きな変化もなく暮らすことができ好評です。

2022年（令和4年）6月に改訂され、2024年（令和6年）4月から施行された児童福祉法で、それまでショートステイで預かれる子どもの期間は最長6日とされていましたが、期限は外され、必要に応じて自治体が決めてよいように改められました。

またこれまでの利用は、保護者の育児疲れ、疾病などでしたが、保護者の育児不安や過干渉により子どもが保護者から離れたいと希望する場合もショートステイが可能となりました。

この制度が円滑に行くためには、ショートステイを希望する里親が増えることも大事ですが、行政が理解を示し、育児を休みたいと感じる保護者にもこの制度を理解してもらうことでしょう。まだ取り組んでいない市区町村が多く、取り組みを始める市区町村が増えることも大事です。

日本語「コドモ」の表記・語源について

最近、日本語の「コドモ」の表記をどうしたらいいのかで揺れています。「子供」か「子ども」か、はたまたひらがなの「こども」か。
(木ノ内博道)

▶ 「こども」ひらがなの使用

この発端は、2022年（令和4年）9月に、内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室から各府省庁に向けて、「「こども」表記の推奨について」という依頼文書がでたことです。内容は、こども家庭庁設置法ができ、こども基本法が成立して、「子供」や「子ども」でなく「こども」というひらがな表記の使用を推奨する、というものです。各府省庁向けの文書とはいえ、すでにひらがな表記の法律名など「こども」の表記の使用が始まっていました。

さらに祝日の「こどもの日」は以前からひらがなが使われてきました。制定は1948年（昭和23年）。さまざまな表記が混在しているようです。

▶ 厚生労働省から「子ども」表記の通知がでたことも

私たちが里親になる前は漢字での「子供」表記を疑いませんでした。子どもの福祉に関心を持つようになると、いつの間にか「子ども」表記を使うようになっていました。子どもの福祉の主管部署であった厚生労働省から、「子ども」表記を使ってもよいという通知が出たことを記憶しています。国連の子どもの権利条約を日本が批准した時期だったように思います。

「子供」の供と言う字が差別的な意味を含んでいるというような議論もありました。供にはお供え物というような意味があるのではないかと。現在では供に差別的な意味はない、というのが定説のようです。

▶ 東京、都議会の動き

2008年（平成20年）ごろ、東京都議会で「子供と言う漢字があるのだからどうして漢字を使わないのか」といった質問がなされて、東京都においては漢字表記を使うようになったと耳にしました。その後の経緯は不明ですが、これ以来、東京都の公文書には「子供」が使われています。

▶ 文部科学省の表現では

時期は新しくなりますが、2013年（平成25年）年8月22日の福祉新聞の記事に、文部科学相指しとして「漢字の使用の指示」の通知が載っています。また同年8月30日の熊本日日新聞の記事にヤフー

ニュースとして、同様の記事が載っています。文部科学省としては「子供」表記を使おう、というものです。

▶ 新聞での表記

では新聞などでの表記はどうでしょうか。近年「子ども」の表記も増えてはきましたが、それ以前は「子供」表記も多くありました。特徴としては、人権や福祉などの記事に「子ども」表記が目立ちます。記者に聞いたところ、紙面には限りがあるので、文字数の少ない「子供」を使うことが多いとか。しかし、こどもの日やこども関連の法律に「こども」表記が使われると、使い分けに混乱を感じてしまいます。

▶ 『里親だより』の表記について

「コドモ」の表記について、こうあらねばならないということはありませんが『里親だより』としては「子ども」表記をしていこうと考えています。長い間使ってきたこと、すべてひらがなだと文字に埋もれて読みにくくなると考えてのことです。

▶ 「児童」と「子ども」表記について

「コドモ」表記をどうするか、ということではありませんが、「コドモ」と表現する場合と「児童」と表現場合があります。どう考えたらいいのでしょうか。

一般に「コドモ」と表現する場合は、年齢が低い印象を持ちがちで、年長の子どもを含む場合などは「児童」と表現しています。行政の書類でも「児童」と表現しています。

▶ 「コドモ」の語源について

人間や動物の親から生まれたものを「コ」と表現し、複数を表す場合に「コドモ」としています。どうしてそういわれるようになったのでしょうか、語源の説としては各種あるようですが、そのなかに「胎内で凝りて子になる」ことから「凝る」が転じたもの、という説が有力そうです。

英語で子どもをchildと書きますが、語源を調べると、幾つかの説のなかで、古ドイツ語からきておりclid（実り、膨らみ）から転じたもの、子宮の実り＝嬰兒と言うところからさらに転じて子どもになったという説がある、ということです。

「とも育て」で「マルトリ」を防ごう

全国里親大会ふくい大会 友田明美氏が基調講演

第69回全国里親大会ふくい大会（兼 東海・北陸ブロック里親連絡協議会ふくい研修大会）は10月12日から2日間の日程で福井県坂井市とあわら市で開かれた。大会では全国から集った里親や社会的養育に携わる関係者が「広がり里親の輪、応援します子どもの育ち」をテーマに最新の知見を学び、交流を深めた。基調講演では福井大学子どもこころ発達研究センター教授の友田明美氏が「子どもの脳を傷つけない子育て～マルトリートメント（マルトリ）による脳への影響と回復へのアプローチ～」と題し講演した。友田氏は、子育て困難な家庭において、祖父母や地域の大人が親とともに協力して子育てに取り組む「とも育て」によって、「子どもへの避けたいかわり＝マルトリ」を防ぐことの重要性を強調した（※「マルトリ予防」と「とも育て」はいずれも福井大学の登録商標。取材・文・撮影＝若林朋子）。



▲ 基調講演する福井大学教授の友田明美氏

● マルトリとは「子どもへの避けたいかわり」

「マルトリートメント（略してマルトリ）」とは、「悪い扱い」という意味で、虐待やネグレクト（育児放棄）を含めた「子どもへの避けたいかわり」の全般を指す。過度な「しつけ」や、子ども一人での留守番、異性の親との入浴、言葉の暴力、心理的な不安を与える行為などもマルトリに含まれる。

子どもがマルトリを経験すると、「定型発達」が「非定型発達」に変化することが分かっている。非定型発達とは、発達障がいの特徴（自閉スペクトラム症：ASD、注意欠如・多動症：ADHD、学習障害：LD）が高まる状態を指す。発達障がいという表現が必ずしも適切ではないため、「非定型発達」と呼ばれるようになった。一方、発達障がいを伴わないケースを定型発達と呼ぶ。子どもの育ち（発達）は、遺伝だけでなく環境要因も大きな影響を受けるため、経験次第で発達が良い方向にも悪い方向にも変わっていく。そのため、マルトリをやめることで非定型発達だった子どもが定型発達に戻る場合もあることも分かっている。

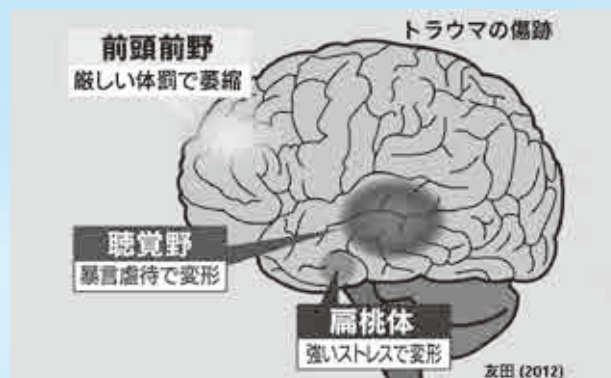
● マルトリが人の健康に及ぼす影響

米国疾病予防管理センター（CDC）によると、マ

ルトリを経験した子どもは心に傷（トラウマ）を負い、その結果、認知能力の低下（IQの低下）、健康を害する行動（薬物やアルコール依存など）、さまざまな疾病リスクが高まり、平均寿命が約20年も短くなることが分かっている。心疾患や肺がんのリスクも生涯で3倍に増加すると報告されている。

● マルトリが脳に与える影響

マルトリによるトラウマは脳にも影響を与え、次のような変化が見られる。たとえば、激しい体罰を受けた子どもは、感情を司る前頭前野が萎縮し、うつ病になりやすくなる。暴言による虐待では聴覚野が変形し、音や言葉が聞き取りづらくなり、人間関係の構築が苦手になりやすい。また、強いストレスを受けると扁桃体が変形し暴走する。さらに、親がスマートフォンを操作しながら子どもと接する「ながら育児」は、左右の大脳半球をつなぐ神経線維の束、^{のうりよう}脳梁の容積を減少させることが分かっている。



● 面前DVは暴言を見聞きする方が影響大

体罰・暴言・ストレスなど、子ども自身が直接経験するものだけでなく、夫婦間のドメスティック・バイオレンス（DV）を子どもが目撃する「面前DV」もマルトリであり、視覚野の萎縮が見られることがある。DVには夫婦間のモラハラや経済的な圧迫、配偶者の

交友関係を制限する行為（たとえば、夫が妻を友人に会わせないようにする）なども該当する。

子どもが面前DVを目撃する場合、身体的な暴力よりも暴言や口論を見聞きする方が、6倍も深刻な影響を及ぼすとされている。したがって、「夫婦で口げんかはしても、子どもの前で手を出していないから大丈夫」などと、面前の身体的DVだけをマルトリと捉えてしまうと、子どもへの被害は見過ごされてしまうのである。

● マルトリは子どもの愛着形成に影響を与える

マルトリは子育てに直結しており、愛着（アタッチメント）障害の原因となり得る。この障害は、「指示がはりにくい＝育てにくい子ども（非定型発達）」につながることもある。症状が内向きに現れる場合には、他人に対して無関心、用心深い、イライラしやすい、人との適切な距離感が分からない、といった症状が見られる。一方、外向的な症状としては、多動で落ち着きがない、友人とのトラブルが多い、人見知りしない、対人関係に支障をきたす、などの傾向があらわれる。

皆さんの周囲に愛着障害の傾向が見られる子どもがいる場合、その理由は児童養護施設や里親の育て方が不適切だったからではない。むしろ、そのような傾向があり、家庭での養育が難しかったために施設や里親家庭へ移らざるを得なかったケースも少なくない。海外では社会的養育下にある子どもの19.4%から40.0%が愛着障害を抱えていると言われる。

● 愛着に課題を抱える子には「褒め育て」を

愛着障害児は「自分が悪いからたたかれた」「自分が悪いから施設に入れられた」などと、自分を否定的に捉えがちである。そのため、報酬系の脳活動にも影響を受けており、褒められたり、ご褒美をもらったりしても、本来なら分泌されるはずのドーパミンが出にくい脳になっている。ドーパミンは目標に向かって頑張るエンジンになる重要な物質で、脳内で不足していても簡単に補給はできない。特に、生後1歳ごろにマルトリを受けると報酬系の脳活動が最も低下することが分かっている。

しかし、だからといって諦めてはいけない。愛着に問題のある子どもに対してこそ、「褒め育て」が必要である。まずは信頼関係を再構築して愛着を再形成することにより、子どもの脳の報酬系が活性化し、ドーパミンの分泌が促進される。安定した環境の中で褒め育てを続けると、成長の遅れが改善される可能性がある。

マルトリを受けた子どもの脳には変化が生じるが、

その傷が癒やされないわけではない。例えば、愛着障害によって成長が停滞していた子どもが安定した環境で生活を始めると、身長や体重が増加し始めることがある。まるで枯れかかっていた植物が水を与えられてみずみずしさを取り戻すように、愛着を再形成することで子どもの脳は回復していく。

繰り返し強調しておきたいのは、マルトリを経験して心に傷を抱えた子どもでも、「褒め育て」による愛着の再形成は可能であるということである。そして、子どもだけでなく、親も褒めることが必要である。私は、親がマルトリを繰り返さないよう、親の脳機能も調べている。するとマルトリを繰り返す母親には、右皮質脊髄の軸方向拡散率と異方性の低下が見られ、随意運動のコントロールが脆弱である可能性があると分かった。

● マルトリは子育て困難家庭からのSOS

脳の働きだけでなく、親の生育歴についても調べてみると、マルトリを繰り返す親にはトラウマを抱えているケースが少なくない。祖父母からマルトリを受け、その影響で「生きづらさ」を抱えている人もいる。この連鎖を断ち切らないと、日本はますます少子化が進んでしまうだろう。マルトリは子育て困難家庭からのSOSのサインである。マルトリの連鎖を断ち切り、親も褒めて育てることで良い連鎖を作っていくことができる。

私達が提唱しているのは、皆で社会が子どもを育てる「とも育て」である。「これから生まれてくる子どもは、社会が育てる」という視点が大事。近くに祖父母がいない場合でも、保健センターや児童相談所、近所・職場・学校・幼稚園・保育所など、子どもに関わるすべての人が「とも育て」の担い手である。「とも育て」によって「孤育て（子育て中の親が孤立すること）」を避けられる。詳しくは、「マルトリ予防」の公式ウェブサイトをご覧ください。「マルトリに対応する支援者のためのガイドブック」などの啓発資料が豊富にそろっている。無料で誰でもダウンロードすることができ、勉強会などで活用もできる。



「マルトリ予防」の公式ウェブサイト

略歴 ともだ・あけみ 1987年熊本大学医学部卒業、1998年医学博士号取得、2006年熊本大学准教授、2011年福井大学子どものこころ発達研究センター発達支援研究部門教授、2012年同附属病院子どものこころ診療部部長、自然科学研究機構生理学研究所客員教授・大阪大学大学院連合小児発達学研究科福井校教授（兼任）。

私の 養育体験

山下直人さん、憂さんに聞く
(愛媛県)



▲ 山下直人さん・憂さん夫婦

「遠くの親戚より近くの友人」を頼る 里親になって感じる「子育てできる喜び」

山下直人さん・憂さん夫婦は「子育てをするなら愛媛で」と決めて2017年3月に東京から移住し、入籍後10カ月で里親研修を受けました。現在は年子の兄弟を育てながら、季節里親や一時保護でも子どもを受け入れています。愛媛県内に親族はいませんが、里親仲間や友人のおかげで「地域で受け入れられている」と実感しながら子育てしています。真実告知などについても聞きました。

(若林朋子)

受託して2、3カ月は想像以上の大変さ

憂さん 20代から里親に憧れていました。元メジャーリーガーで、日本ではソフトバンク・阪神・ロッテでプレーしたジェyson・スタンリッジ選手(2018年引退)が2015年に神戸市内の児童養護施設で育った子どもを家族として迎えたと報道で知り、「カッコいい」と思いました。私達は会社の同僚です。遠距離恋愛(当時、直人さんは北海道、憂さんは東京在住)、転職・独立、同棲を経て都内から愛媛県へ移住し、2018年12月に結婚、2019年10月に里親登録しました。

直人さん 地方移住については、私が札幌市出身で雪が苦手だったので「関西から南の温かい所に住みたい」と思いました。移住の候補先を探していたところ、愛媛県出身の会社の後輩に勧められて移住体験ツアーに参加し、「ここがいい」と決めました。結婚した時点で40歳間近だったので「子育てするなら自分たちの産んだ子でなくてもいい。施設に里

親を必要とする子がいるならわが家へ迎えよう」と思いました。

憂さん 現在、7歳と6歳の兄弟を養育中です。わが家に来た時、長男は4歳、次男は2歳7カ月でした。このほか季節里親や松山市のショートステイ事業、一時保護の子どもの受け入れもしています。当初、特別養子縁組を希望して里親研修を受けましたが、養育里親としても登録しました。

直人さん 受託して2、3カ月は想像以上の大変さでした。2人が足を踏み鳴らしたり、電気のスイッチをパチパチしたりすると「子どもだから仕方ない」と分かっているけどストレスを感じました。私は再婚なので女兒2人を育てた経験があります。「休日に遊ぶ程度で、自分はほとんど子育てに関わっていなかったんだ」と今になって気づきました。実子の子育てとは違った体験をさせてもらっていると思います。

「真実告知」重々しく語るのはよくない

直人さん 半年ほど前に真実告知をしました。生みの親と離れたのは長男が1歳半、次男は生まれてすぐです。「大事な話がある」などと重々しい雰囲気でも語るのはいらないと思っていたので、折に触れて「お父さんとお母さんがもう1人ずついる」と話してありました。ただ、長男が友達に話す内容を聞いて「誤解を招く言い方だ」と感じ、改めてわが家に来た経緯などを1時間近くかけて話しました。生みの親を「本当の親」と表現するのは違うと思ったので、「今、住んでいるところが2人にとっての本当のお家だよ」と言いました。

憂さん 真実告知の後で長男に「今の話を聞いて(自分は)幸せな子だと思う?」と聞いたら「幸せ」と言ったので、理由を聞いたら「パパとママが自分のことを好きだから」と言ってくれたことがうれしかったです。次男は食べることが大好きで、長男が学校に行っている間に夫と3人でご飯を食べに行ったら、小さい体でラーメン1人前をペロリと食べてびっくりしました。

研修で学んだ「子育て四訓」

憂さん 長男と接していて愛着形成に課題があると感じる時があります。愛着障害に関する本を読み「特定の大人と愛着を形成する必要がある」と分かったので、甘えてくる長男をしっかり受け止めるようにしています。一方、小学校に上がって団体行動をする機会が増えたので、誤った言動まで受け入れるわけにはいきません。要望を受け入れるか、叱って教えるか、線引きが難しいと感じることがあります。そこで夫と話し合い「友達を傷つけるようなことはしてはいけない。嘘をついてはいけない」とルールを決め、「ダメなことはダメ」と根気よく伝えていきます。

また、日々の子育てでは「遠くの親戚より近くの友人や里親仲間が頼りになる」と実感しています。私は子育て経験がないので、何から何まで人に聞きます。看護師の資格を持つ里親さんが、急性期・慢性期にどの医療機関を受診したらいいかの情報をくださり助かりました。症状が良くなっても継続して受診すべきかなど、いろいろなことをアドバイスしてもらっています。

里親研修で学んだ内容で、印象深いのは「子育て四訓」(①乳児はしっかり肌を離すな、②幼児は肌を離せ、手を離すな、③少年は手を離せ、目を離すな、④青年は目を離せ、心を離すな)です。「子どもの全てを受け入れて、良いところを伸ばす」という言葉も心に残っています。子育てが思うようにならない時もありますが、これらの言葉を思い出しています。

「幸せになって」と願い育てる

直人さん 里親研修などで体験を発表すると、これから里親になろうとしている方から「実の子と同じように愛せるかどうか」「ちゃんと育てられるか」

などと質問を受けることがあります。しかし、やってみなければわからないですし、子どもが委託された家に馴染むことができなければ別の里親さん宅や施設に行くこともあります。また、「まずは自分たちの生活ありき」で、里親やその家族が何かを犠牲にしてまで子どもの養育を続けることは避けるべきだと思います。「立派な里親になって、預かった子を立派に育てなくてはならないわけではない」とお伝えしています。

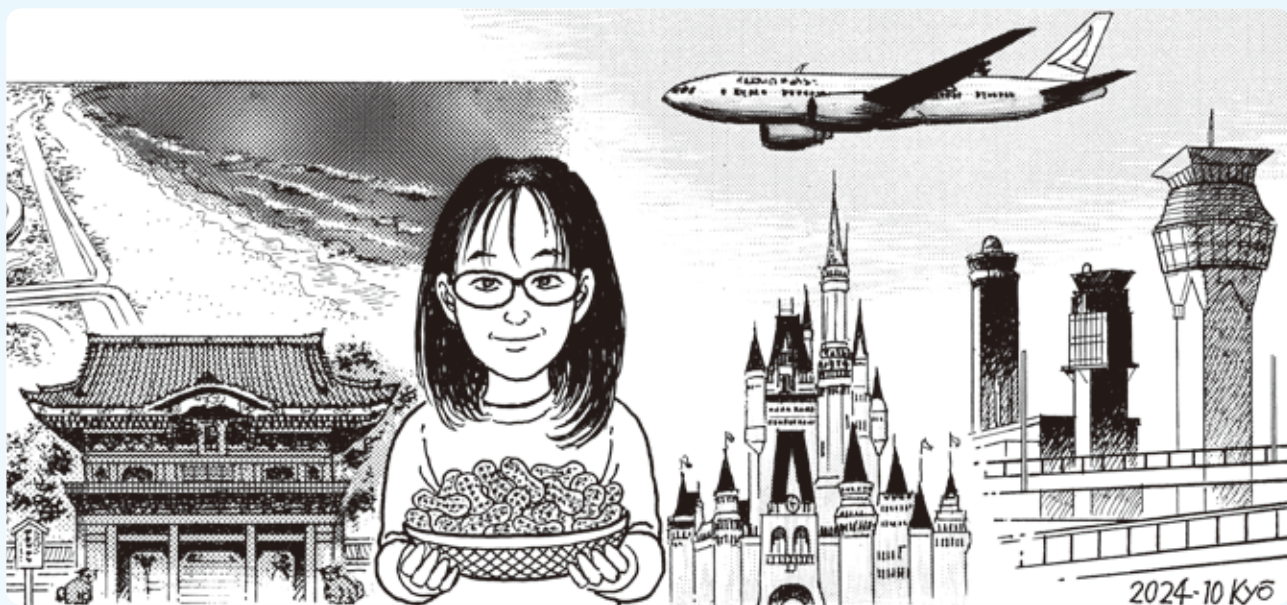
里親家庭に限らず、子育てと介護は1人だけで背負い込んで絶対ダメだと思います。子育て中の方を対象とした催しやサークルは必ずどこでもあるので、そういった場所を探して出かけたり、ネット上でもいいからコミュニケーションに参加したりすることが大事だと思います。

憂さん 一旦、子どもを受け入れてしまえば「血のつながらない子を愛せるか」と悩んでいる暇はなく、毎日が忙しく過ぎていきます。ママ友にはわが家が里親家庭であると話しますが、誰も否定的に捉える人はいません。たまに事情を知らない方から「出産の時はどうだった?」などと聞かれ、「わが家は里親家庭だから……」と伝えるケースもあります。普段から自然に里親家庭であると言えたらいいと思いますし、里親制度がもっと身近でオープンなものになっていけばいいと願っています。

里親になったことで「子育てをさせてもらっている」と思っています。子どもの成長を見るのが本当に楽しみです。「将来、幸せになってほしい」と願って育てています。自立した後も時々、うちを実家だと思って里帰りしてほしいです。



▲ 山下さんの愛犬と遊ぶ長男・次男



▲ 千葉県里親会会長の梅澤明子さんと九十九里浜、成田山新勝寺、東京ディズニーランド、成田空港、落花生。(イラスト・京川誠)

主な活動

- 5月 支部総会
- 6月 総会、研修会
- 7月 要望書を県へ提出
- 9～11月 里親子交流会
- 10月 千葉県里親大会
- ※理事会は毎月開催

千葉県里親会は2024年6月、新たに梅澤明子さんが会長に着任、理事も半数以上の顔ぶれが変わり、新体制で活動しています。どのような取り組みに力を入れているのでしょうか。梅澤新会長に話を聞きました。(若林朋子)

千葉県里親会は政令指定都市の千葉市が単独で里親会を設けているので、同市を除く6支部があります。各支部は児童相談所(児相)の管轄に沿って中央、市川、柏、東総、東上総、君津となっています。2026年度以降は児相が新設される市もあるので、里親会も児相の管轄エリアを踏まえて再編する見通しです。

着任したばかりなので、「皆さんと一緒に考えながら活動していこう」と思っています。とりわけ、毎年7月に行っている県への要望書提出は、制度の見直しや里親支援に直結した活動です。例えば、子どもを保育所に入れてほしいと依頼した後の対応や、書類を出す際の事務手続は児相ごとに求められるやり方が異なる場合があります。これらに関し、県として統一してもらえるように要望します。また、必要があれば全国里

親会にも問い合わせて全国の事例を聞くなど、単に意見をまとめて提出するだけでなく最善の方法を県全体で新たな取り組みとして導入してもらえるよう、検討を重ねて実のある要望書を出したいと思っています。

研修会では県内外から講師を迎えています。近年では児童養護施設の副施設長が性教育について講演したり、ほかの県のがんサバイバーの里親さんの体験談を聞いたりしました。「里親子交流会」は支部持ち回りで開催し、楽しい時間を過ごしています。公式LINEを活用している支部もあり、他の支部の方も登録して情報を得ることができるなど工夫をしている支部もあります。また支部を越えて行事に参加することができる場合は、チラシを県内全体に配布して周知しています。

理事会は、ほぼ毎月開催しています。今年度は6月の総会の後で開き、7月、9月と開催、11月からは毎月予定しています。昨年度は毎月開催しました。

当会は10年以上前から里親家庭に2泊3日以内で児童養護施設の子を受け入れる「ふれあい家族」という取り組みを行っています。これまでは、夏休み中と年末年始だけでしたが、2023年度から通年とし、週末なども受け入れできるようにしました。

千葉県里親会のホームページ



千葉県里親の登録状況など

千葉県里親会のご紹介にあわせて、千葉県の里親登録状況や子どもの委託状況などについてみていきます。(木ノ内博道)

▶里親登録の状況は

——里親登録は700世帯に近く、全国でも2位

福祉行政報告例の2022年度（令和4年度）末の「里親数及び里親に委託されている児童数」によれば、千葉県の里親登録数は694世帯で、東京都の847世帯に次いで多くなっています。前年は643世帯ですので7.9%の伸びとなっています。全国平均は7.8%ですから、ほぼ全国平均と同様の伸びとなっています。

里親の種類別では、養育里親が607世帯（前年度552世帯）、専門里親が20世帯（同20世帯）、親族里親が36世帯（同33世帯）、養子縁組里親が361世帯（同318世帯）となっています。

都市部の特徴としては親族里親の割合が低くなりますが、千葉県の場合は親族里親の割合も比較的高くなっています。一般には、養育里親へのなり手が少ない地域では、親族里親に委託をお願いするケースが多いのですが、千葉県では養育里親も多く親族里親も多いという現象がみとれます。

また登録について、養育里親と専門里親はダブルカウントとなりますが、養育里親と養子縁組里親のダブルカウントが254世帯もいることがわかります。

▶子どもが委託されている里親数は

——委託率は34.3%で全国平均より高い

子どもが委託されている里親は238世帯（前年度231世帯）で、登録里親のうち委託されている里親は34.3%（同35.9%）になります。全国平均は29.4%（同31.0%）ですから、千葉県の里親委託率は高い方であるといえます。

種類別にみると、養育里親への委託は200世帯（前年度187世帯）、専門里親への委託は3世帯（同4世帯）、親族里親への委託は32世帯（同31世帯）、養子縁組里親への委託は6世帯（同11世帯）となっています。

お知らせ

『里親だより』を読んだの感想をお聞かせください。これからの編集の参考にさせていただきます。また、ぜひ取り上げてほしい企画などがありましたらご提案ください。『里親だより』を読んで」と明記のうえ、奥付の住所あるいはメールアドレスへ。

▶里親に委託されている子どもの数は

——0歳児の里親委託が多い

見方を変えて里親に委託されている子どもたちはどうでしょうか。

委託されている子どもたちの総数は293人（前年度294人）。内訳は、養育里親に委託されている子どもは233人（同229人）、専門里親に委託されている子どもは4人（同5人）、親族里親に委託されている子どもは48人（同49人）、養子縁組里親に委託されている子どもは8人（同11人）となっています。

里親に委託されている子どもたちの年齢分布をみると、0歳～3歳未満が28人、3歳から6歳が73人、7歳以上が192人となっています。

特に0歳児の里親委託が5人と多くなっています。

▶里親等委託率は

——里親等委託率は全国（70地区）のなかで18番目

児童養護施設や乳児院、また里親やファミリーホームに委託されている子どもたちのうち、里親とファミリーホームに委託されている子どもたちの割合を“里親等委託率”といいます。家庭養育が進展しているかどうかを判断する指標として使われます。

2020年度末の、全国平均の里親等委託率は22.8%。うち最も多い自治体は新潟県で58.3%となっています。また最も少ない自治体は宮崎県で10.6%。千葉県については30.7%で、全70地区のうち上位18番目となっています。

ところで、里親等委託を推進するため、自治体ごとに目標を定めています。千葉県は令和6年度末までに3歳未満の子どもの里親等委託率を57.0%に（国としての目標は75.0%以上）、令和11年度末までに学童期以降の里親等委託率を32.5%（国の目標・50.0%以上）にする予定を立てています。ぜひ目標の達成を実現していただきたいものです。

● 編集スタッフからのおすすめの本 ●

本

戸籍と無戸籍 —— 「日本人」の輪郭

遠藤正敬著 出版社：人文書院 発行日：2017年5月 定価：4,200円+税



著者は日本において戸籍制度が担ってきたさまざまな役割を検証し、その功罪(?)について述べています。(特別養子縁組という制度ができる前の)養子縁組家庭で育った私にとって戸籍は真実告知のツールの一つでした。「戸籍は家族の成り立ちが記された究極の個人情報」というのが私の受け止めです。

本書より戸籍の存在意義を考えさせられた2例を挙げます。一つは棄児の履歴です。子どもが置き去りにされていた場所が書かれ、名前に「捨」という字を入れるケースがあり、その上で1886年に戸籍が公開を原則とするようになったため、棄児を保護するために戸籍を与えたにもかかわらず、結果として過去を他人に知られることになってしまいました。

もう一つは、容姿などから海外にルーツがあると分かる場合でも戸籍を創設することで子どもを「日本人」として承認し、人道的措置が取られていたケー

スです。婚姻や養子縁組を通じて日本人家庭に入籍すれば日本人と見なされます。これは戸籍が持つ懐の深さといえます。「戸籍にどう書かれるか」によって個人が社会からどう見られるか……は変わるので。

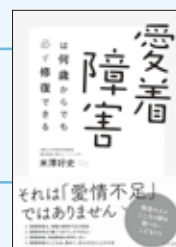
著者は「戸籍がなくても普通に暮らせる社会の実現」を説いています。「父母が離婚して父の戸籍にとどまっているが、母と暮らす子」などを挙げ、「(戸籍は)血縁的統合に基づく定住型農耕社会には適しているが、多様な人の移動を与件とした地縁的統合社会には適さない」と述べています。「家族のカタチ」が定義しにくい今、戸籍によって家単位で国民を管理することに無理があるというのです。本書から日本における戸籍の歴史を知り、「戸籍は必要なのか?」と考える時期にきていると感じました。

若林朋子

本

愛着障害は何歳からでも必ず修復できる

米澤好史著 出版社：合同出版 発行日：2022年9月 定価：1,700円+税



愛着障害と聞けば、虐待を受けた子ども特有の症状という先入観はないでしょうか。この障害を心理学の立場から長年研究してきた筆者は「子どもの30%以上に愛着の問題がある」と推定した上で、問題行動の原因や対処法を実践的に解説し「何歳からでも必ず修復できる」と訴えます。

愛着障害は、親などの特定の人と幼少期に愛着形成できなかったことで生じる後天的な障害です。自分の気持ちも他人の気持ちも分からないので、感情を原因とする暴力や暴言、性的行動などが現れることがあります。虐待だけでなく親子の相性が合わないことでも生じるほか、そもそも愛着障害は自閉症と同じスペクトラム障害で、程度の差はあっても誰もが抱えているといえます。

里子を養育する際、子どもの要望をできるだけ受け入れ、叱らずに育てようとする方が多いと思います。しかし愛着障害にそのような支援は逆効果なのだ

本書では説明します。受容されてもどんな気持ちになればいいか分からないので、刹那的な快楽を求めて要求はどんどんエスカレートします。何をしても叱られなければ自己高揚感が増大し、周囲の大人を支配するようになります。かといって叱っても反発や関係断絶を招きます。このような場合に有効なのが「先手をとる」働きかけです。キーパーソンとなる「特定の人」を決め、その人が主導権を握って子どもが要求する前に支援を提供します。特定の人との愛着を形成することで愛情を受け止める心の器が修復し、問題行動が解消するのだそうです。

愛着障害の診断を受けた子どもを養育した経験があれば、思い当たることが多いと思います。里親として子どもの障害を積極的に修復し、健全な社会性を身につけてもらおうと思うなら、実践的なノウハウに学ぶことが多いのではないのでしょうか。

古根川淳也

「里親だより」で紹介してほしい本、映画がありましたら、どうぞ事務局までご一報ください。

井戸端会議

12 今回の話題：実親と里親の呼び方

「井戸端会議」とは、かつて長屋の女性たちが井戸端に集まって、水汲みの合間に世間話をしたことから生まれた言葉だそう。本連載ではひとつの話題について、里親さんたちの意見をあれやこれやと集めていきます。結論が出るかどうかはわかりませんが、とりとめのない話の中から、何かお役にたつものをひとつでもひろっていただけたら幸いです。(船矢佳子)

子どもたちは、実親のことをなんと呼んでいますか。交流があったり、なかったり、その子の背景によっても異なるでしょう。また里親であるみなさんのことはどう呼んでいますか。お母さん？おばさん？それともおばあちゃんでしょうか。これも子どもの置かれた状況によって変わってきそうですね。毎日のことなので呼び方は大切。お互いの関係性にも影響していきます。今回は実親や里親を、子どもがどう呼んでいるか、皆様にお聞きしてみました。※文中の名前はすべて仮名です。

●どう呼んでいる？〈実親編〉

・「お母さん」と「ママ」の使い分け

子どもによっても違いますが、実母さんと呼ぶときは「お母さん」、私のことは「ママ」と使い分けている子が多かったかな。(里親 棗さん)

・地名+お母さん

幼児期に受託した子どもがいます。実母さんは子どもを児童相談所に預けると、まもなく県外の遠く離れた地域に引っ越していきました。なので、子どもは実母さんの転居先の地名を入れて「〇〇(地名)のお母さん」と呼んでいます。たとえば「北海道のお母さん」という感じですね。(里親 胡桃さん)

・名前+ママ

実母の名前を知りたがる子がいて「春子さんって言うんだよ」と教えたら、実母のことを春子ママと呼ぶようになりました。ちなみに私のことも名前で「秋子ママ」と呼ぶように。別の子で、うちにいた頃は私のことを「ママ」と言っていたのですが、自立後しばらくたって会ったときには「秋子ママ」とやはりこの子も名前+ママに。(里親 秋子さん)

・姓+お母さん

実母の姓が山田(仮)だったので、「山田のお母さん」と呼んでいましたね。とくにそうしようと決めたわけでもなく、いつの間にかそうになりました。(里親 柚子さん)

●どう呼んでいる？〈里親編〉

・ママ、パパ

幼いときに受託した子がいます。実親の元に戻るメドもつかないため、我が子同然に育ちました。なので「ママ」「パパ」と最初から呼んでいます。(里親 桃代さん)

・高年齢児は名前に「さん」付け

中高生などの高年齢で来た子は、「夏美さん」のように私の下の名前をさん付けで呼ぶことが多かったですね。(里親 夏美さん)

・若いおばあちゃんの方がいい？

学齢期の実子がいて「ママ」「パパ」と呼ぶので、受託した子どもたちも自然に「ママ」「パパ」と呼ぶようになりました。最近私もそれなりの年齢になってきたので、小さい子には「バアバ」と呼ばせようとしています。年とっているお母さんより、若いおばあちゃんの方がいいかなと(笑)。でも意外と呼んでもらえません(涙)。(里親 小梅さん)

・お母さん？ おばあちゃん？

自分の年齢を考えて、受託した幼い子どもに「おばあちゃん」と呼ばせようとしたら、『お母さん』と呼ばせてください。そうでないと、この子にはお母さんがいないことになってしまう」と児相の職員から言われたという里母の話を聞きました。

それで思い出したのが、すでに亡くなった里母に対し、「60歳以上の年齢差があったけれど『お母さん』と呼ばせてもらいました」と言っていた元里子の体験発表での言葉。「呼ばせてもらった」とは妙な言い方だなと思ったけれど、そういう意味だったのかも気づかされました。自分の年齢や、実親への遠慮から「お母さん」と呼ばせることに抵抗を感じる里親もいますが、「子どもにとって何が一番いいのか」を基準に考えなくてはいけないのだなと思った出来事でした。

(里親 杏子さん)

『里親だより』は季刊で発行しています。本号では2024年8月から10月までの動きをお知らせします。

◆全国里親会（全里）の動き

〈役員会開催報告〉

▶令和6年度第3回理事会
8月9日（金） AP品川アネックス（東京）
税理士・監事2名の監査（正副会長・事務局対応）
内容 委員会組織委員長等の見直しについて、内閣府特命担当（こども政策）大臣への要望事項について、今後の事務局体制等

▶令和6年度第1回ブロック長会議
8月9日（金） AP品川アネックス（東京）
内容 ブロックの位置付けや体制について等、大臣要望アンケート概要・まとめ等

▶令和7年度全国里親大会北海道大会
第1回実行委員会・準備委員会
8月23日（金） かでる2・7（札幌市）
内容 来年度開催の第70回全国里親大会&北海道ブロック大会について

▶令和6年度第4回理事会
9月24日（火） AP品川アネックス（東京）
内容 業務執行理事報告・事務局報告、要望書関係、会長会議&会長研修、全国里親会「創設70周年記念事業」、里母のつどい等

▶第2回会長会議&会長研修
10月12日（土） みくに未来ホール（福井県）
内容 令和5年度事業報告・令和5年度決算（収支計算書）報告、令和6年度事業計画・令和6年度予算（収支予算書）報告、令和6年度大臣要望について、全国里親会創設70周年記念事業について報告等

▶令和7年度全国里親大会北海道大会
第2回実行委員会・準備委員会
10月24日（木） かでる2・7（札幌市）
内容 実行委員長等交代、実行委員会会則の改正、実行委員会の体制、大会の開催要項、大会収支予算（案）について等

〈大会・研修報告〉

▶第69回全国里親大会ふくい大会
10月12日（土）～13日（日）
みくに未来ホール、あわら温泉清風荘

〈ブロック大会開催報告〉

▶北海道ブロック里親研修大会
9月8日（日） グランドパーク小樽（小樽市）

▶四国ブロック里親研修会
9月8日（日） 徳島県藍住町総合文化ホール（徳島県）

▶東北北陸ブロック里親研修会
10月12日（土）～13日（日）
みくに未来ホール、あわら温泉清風荘（福井県）
※全国大会と同時開催

〈外部団体への行事参加報告〉

▶「身元保証人確保対策事業運営委員会」
8月7日（水） 眞保和彦副会長オンライン出席

▶第4回全国こども家庭養育支援地域ネットワークセミナー山口大会
9月5日（木）～6日（金）
河内会長実行委員長・パネルディスカッション登壇

▶令和6年度里親支援センター等人材育成事業事業実行委員会
9月9日（月） 岩橋理事出席

▶令和6年度 西日本児童養護施設職員研修大会
9月11日（水） KDDI維新ホール会場（山口県）
河内会長出席

▶令和6年度 里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業第2回検討委員会 zoom 会議
10月9日（水） 河内会長出席

〈感謝〉

▶ランドセル寄贈決定
今年度も㈱セイバン様より、2025年4月小学校入学の里親家庭（※全国里親会会員のみ）の子どもたちに向けて、ランドセルをご寄贈頂けることとなりました。

▶幼い子どものゆたかな育ち応援（七五三助成）
今年度も㈱ストームレーベルズ（レコード・映画制作会社）様のご寄付により「幼い子どものゆたかな育ち応援助成」が決定いたしました。七五三にかかる費用をご支援していただきます。

◆こども家庭庁関連

〈2025年度予算概算要求〉

政府の2025年度予算の概算要求が出ました。一般会計と特別会計を合わせて6兆4,600億円で、2024年度の当初予算からおよそ2,400億円増えています。

里親関連としては、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の中で、①「障害児里親等支援体制強化事業（仮称）」（障害児を養育する里親や養親候補

者等に対する支援等)、②共働き家庭里親等支援モデル事業(仮称)(共働きの里親・養親候補者等への支援等)などが新規事業にあげられています。

他に「社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化」で、社会的養護経験者の、一時避難のかつ短期間の居場所提供等が新規事業として立ち上がっています。

◆イベント・行事

▶10月「里親月間」について

里親・有識者などが登壇するシンポジウムが開催されたほか、特設サイトが今年もオープンしました。

- 広げよう「里親」の輪 presents 里親制度シンポジウム

10月5日(土)に朝日新聞東京本社読者ホール

- 特設サイト「広げよう 里親の輪」

→ <https://globe.asahi.com/globe/extra/satooyanowa/>



▶オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

毎年11月は児童虐待防止推進月間です。今年度は期間中に下記フォーラムが開催されたほか、特設サイトも開設されています。

- 子どもの虐待防止推進全国フォーラム with とちぎ(主催 こども家庭庁)ハイブリッド開催
11月4日(月・振休)ライトキューブ宇都宮

→ <https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/forum2024/>

- 特設サイト

→ <https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/>

◆奨学金関連

▶勤労学生控除について

100万円を超えるアルバイト収入のある学生の方は年収に注意しましょう。

給付奨学金は、学生自身の収入も申込時や適格認定時の審査対象に含まれます。学生本人が1月～12月に得た年収が100万円を超える場合は給

付奨学金の額が減る可能性があります。

該当する場合は、税務署へ勤労学生控除を申請してください。

→ <https://www.jasso.go.jp/news/kinrougakusei24.html>

▶社会的養護のための奨学金検索サイト『Miomus』

進学支援を行うさまざまな関連団体が連携し、奨学金情報等を発信するインターネットサイトMiomusがあります。

社会的養護対象のサイトですので、ご興味ある方はご活用ください。

→ <https://www.miomus.net/>

Miomus ネットワーク事務局(朝日新聞厚生文化事業団内)



◆その他

▶「まもろうよ ころろ」相談先リスト

小中高生の自殺が、2022年514人(過去最多)に続き、2023年も513人と高止まりしています。とくに長期休み明けがリスクが高いとされています。相談先を集めたwebサイトをご案内します。

「まもろうよ ころろ」(厚生労働省)

→ <https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

▶CDR(チャイルドデスレビュー)

CDR(チャイルドデスレビュー)をご存じでしょうか。「予防のための子どもの死亡検証」とも言われ、子どもが死亡した後に、専門家や機関などが直接・間接的な原因を情報収集し分析を行い、予防可能な要因を検証するものです。今後、子どもたちが同じような事故等で死亡しないよう、未来の子どもたちの死亡を減らすことを目的としています。

日本でも下記ホームページで未然に防ぐために、子どもの事故(水難、窒息、転落、交通事故など)や、心の健康について予防や対策を紹介しています。

→ <https://cdr.cfa.go.jp/>

2024年7月14日～10月14日

(木ノ内博道)

- ▶ **0歳児選挙権** 日本維新の会共同代表の「0歳児選挙権」提案に波紋が広がっている。子どもたちの声は政治に活かされているか。シルバーデモクラシーになっていないか。子どもたちを一人の人格として認める社会はどうしたら可能か、など。
- ▶ **見えないホームレス** 家族からの暴力などで安心して暮らせない、広義でのホームレス状態の若者が増えているが、国の調査には含まれていない。見えないホームレスの問題があるとNPOの調査。
- ▶ **内縁の夫との同居と児相の保護解除** 愛知県犬山市の小1の女兒が虐待死したことで、児相は独身の女性が男性と同居していることを確認できず、児相は保護解除していた。県は児相相対の検証で第三者委員会を設置する。
- ▶ **卒母** 母としての過剰な役割をおわらせ自分の生き方を見直す。グラフィックデザイナーの田中千絵さんの著書『卒母のためにやってみた50のこと』が話題に。
- ▶ **ともそだて** 内閣人事局は男性国家公務員の育児休業の取得を促進するためのハンドブック「イクメンパスポート」の名称を「ともそだてパスポート」に変更し内容も刷新した。
- ▶ **避妊男子** フランスのマンガ『避妊男子』が話題になっている。さまざまな男性の避妊方法が紹介されており、注射による避妊なども。
- ▶ **修学旅行無償化** 東京・葛飾区の区立中学校で修学旅行が無償化されることになった。子育て支援の一環。
- ▶ **「小1の壁」調査** こども家庭庁は、子どもの朝の預かりの需要を調査するとしている。学童保育がカバーしていない朝の時間帯の子どもの実態を調査する。
- ▶ **ディープフェイクボロノ** 韓国で社会問題になっている。加害者と被害者の多くが未成年。同じ学校の生徒や教員の顔写真で作成し匿名性の高いアプリ「テレグラム」などで共有する。日本では作成に規制なし。
- ▶ **プレコンセプションケア** 性や妊娠に関する正しい知識を身につけ健康管理に取り組もうと、関心が広がっている。
- ▶ **セクストーション(性的脅迫)** SNSを介しての性的脅迫を受けたとの相談が増えている。セクストーショ

ンとは、「性的な」という意味の「セックス (Sex)」と「脅迫・ゆすり」を指す「エクストーション (Extortion)」を合わせた造語で、「性的脅迫」と訳される。SNSやインターネット上のやり取りを介して相手の性的な画像や動画を得るだけでなく、「裸の画像をお前の知り合いに送るぞ」「もっと過激なものを送らなければネットにさらす」などと脅しをかける。

- ▶ **ボイスチャット** ゲームの通話機能。これを使って親しくなり性犯罪に巻き込まれるケースが増加している。
- ▶ **チャイルドシートの座り方** 警察庁とJAFは6歳未満に義務付けられているチャイルドシートの着用状況を調査した。4割の不適切な座らせ方が確認されたと発表。また、2歳ごろまでは乳児用のチャイルドシートが推奨されている。
- ▶ **戦略的休学** 大学生の間に休学が広がっている。起業や長期インターンシップなどに取り組むため。
- ▶ **就学不明児** 文科省の調査によると、2023年度に小中学校に通う年齢の外国籍児の1割に当たる1万人強が学校に通っているか確認できていない。
- ▶ **子どものSNS禁止法案** オーストラリアの首相は子どもたちのSNS使用を禁止する法案を年内に提出するという。フェイスブックやインスタグラムなどのサービスが対象となる見通し。
- ▶ **幼児の感情と腸内細菌** 京大、阪大の研究によると幼児期の感情と腸内細菌叢に関連のあることが分かった。
- ▶ **ハピかわシリーズ** 女子小中学生に人気。円滑なコミュニケーションの取り方では大人からも人気。
- ▶ **小児漢方** 名鉄病院には小児漢方内科がある。子どもの癆瘵や夜泣きなどの治療も行う。
- ▶ **子育て支援アプリ** 子育て支援アプリを導入する自治体が広がっている。利用者は一時保護の予約や行政手続き、予防注射、児童手当などを必要なタイミングで知ることができる。
- ▶ **教育漫才** 自殺、不登校、いじめを生まない学校作りとして教育漫才を取り入れている学校がある。
- ▶ **小学生コスメ** 小学生の間で化粧への関心が高まっている。
- ▶ **県人寮を女子にも** 進学などで上京する地方出身の学生に安価で住まいを提供する首都圏の道府県寮の7割近くが男子専用だとして男女間格差の解消を訴えている。

編集
後記

前回141号から編集スタッフに加わらせていただいた兵庫県在住の古根川淳也と申します。0歳から委託された2人の子ども(現9歳、6歳)と特別養子縁組し、一時保護や短期里子でこれまで10人ほど預かりました。昨年度は専門里親研修も受けています。地方紙で24年ほど記者をしていた経験を活かし、社会的養護の世界を掘り下げたいと思っています。これからよろしくお願いたします。(古根川)

里親だより 第142号 発行日 2024年(令和6年)11月20日 発行:公益財団法人 全国里親会 発行人:河内 美舟
編集人:岩橋 泉 編集:船矢 佳子・齋藤 直巨・若林 朋子・島袋 貞治・木ノ内 博道・古根川 淳也 印刷所:株式会社あーす
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <https://www.zensato.or.jp> E-mail info@zensato.or.jp